

農地法の手続き

発許可に関するお問い合わせは
建設課都市計画係
☎62・9217 (有)9217

農地法の売買や転用には農地法の許可が必要です。

▼許可を要する行為

*農地を耕作目的で売買する場合には農業委員会の許可が必要です。(3条申請)許可を受けずに行った売買は法的に無効であり、所有権移転登記ができません。

なお、資産保有や投資目的による売買、または農地を取得する資格者でない場合は許可されません。

*農地を転用、すなわち、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林などに用途を変更する場合には、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。(自分名義の農地を転用する場合は4条申請。他人名義の農地を買って、あるいは借りて転用する場合は5条申請)
4条申請・5条申請は次のような内容を審議します。

- ①転用の目的は適正か。
- ②転用の面積は適当か。
- ③付近の農地に与える影響はどうか。
- ④転用の目的は、確実に実現できるかどうか。

- ⑤農振農用地区域外であるか。
- ⑥他の法令関係で手続きが必要かどうか。

▼届出が必要な行為

*自分名義の農地に2アール未満の農舎などの農業施設を設けるとき

*温田など耕作条件が悪く水田の床上げ、また水田から畑地に転換する場合及び畑の盛土のとき

▼提出書類

農地法の申請には様々の要件がかかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

▼申請者

本人もしくは委任を受けた有資格者

▼申請の受付

毎月10日

▼その他

*農地を転用して住宅や工場を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によつて建設等が規制される場合があります。

農用地区域は農振法(農業振興地域の整備に関する法律)に基づき市町村が都道府県に協議して、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域として農業振興地域整備計画に定めているも

ので、農業公共投資はこの農用地区域内に集中して実施することになっていきます。このためこの地域の農地転用は原則として許可されないこととなっています。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局
☎62・9234 (有)9234

林地の開発

地域森林計画の対象となつている民有林において、立木を伐採する場合や一定規模以上の土地の形質変更をする場合は、町への届出または知事の許可が必要になります。

▼届出が必要な場合

立木を伐採する場合は「伐採及び伐採後の造林届出書」

書類の提出先は町産業課農林係

▼許可が必要な場合

*林地開発面積が1ha以上(または1ha未満でも将来的に1haを超える場合)は「林地開発許可申請書」

*保安林の伐採・地形変更等

*書類の提出先

諏訪地方事務所林務課

▼問い合わせ先

産業課農林係
☎62・9222 (有)9222

赤色灯

予防救急

現代社会においては、高齢化・交通事故及び各種災害の多様化により、救急事案は増加の一途をたどっています。そんな中、地域ぐるみなどで各種事故を未然に防ぐことによつて、救急事案の減少をねらつた「予防救急」といった概念が最近叫ばれるようになりまし。特に最も身近な家庭内における救急事故も、簡単な予防措置をとることによつて防ぐことができるケースがあります。

①危険な物品は、手の届かない所に置く。

(誤飲・窒息の予防)

②浴槽の水は抜いておく。

(溺水の予防)

③階段には柵を設けるなどの工夫。

(転落の防止)

④肌寒くなるこの時期、ストーブや鍋には細心の注意。

(やけどの防止)

高齢者では、

①じゅうたんなどは、めくれないように固定する。

(転倒骨折の防止)

②寒いトイレなどに行く時は、厚着をする。

(脳卒中の防止)

③長時間の風呂による脳貧血に注意。

(溺水の防止)

これらの事故防止は一部の例にすぎません。他にもいろんなケースが考えられます。

簡単な予防措置をとつて、「危険因子」を家庭内から排除しましょう。

当署では、救急講習を通じて、万一に備えた「救急手当」や家庭内事故の「予防措置とその対応」について住民の方に対して普及に努めています。一生に一度、使うかどうかかわからない救急手当ですが、「万一」に備えて「救急講習」を受講しましょう。

